**介護支援専門員資格に係る各種研修の受講地について**

福島県高齢福祉課

介護支援専門員の資格に係る研修は、**福島県内で開催される研修**（実務研修については、試験の受験地）**の受講が原則です。**

**福島県外で開催される研修の受講を希望する場合は、下記　【やむを得ない事由】に該当する場合に限り、福島県高齢福祉課へ申請を行うことで受講地を変更することができます。**

　　なお、令和４年度から福島県で行う資格に係る研修は、全てオンラインで行いますので、他の都道府県に在住している方は、福島県で開催する研修を受講してください。

記

**【やむを得ない事由】**

**《実務研修の場合》**

（１） 試験に合格後、他の都道府県に移住した（する）場合。

実務研修は、カリキュラムの一部に現地実習があるため、**居住する自治体での受講をやむを得ないものとする。**

**《更新のための研修の場合》**

（２） 本人の体調（急性疾患や妊娠出産等）により、**予定していた研修日程に参加することが難しくなった場合**。

（３） 新規事業所の立ち上げや実地指導等業務の都合により、福島県内で開催する研修日程に参加できないことが**事前に見込まれる場合**。

**【手続き】**

１　【やむを得ない事由】に該当する場合は、各都道府県のホームページより開催予定の研修を確認し、自身が受講対象となる研修を確認する。

　　なお、更新のための研修を受講する場合は、研修の修了時期が、自身の所持す

る介護支援専門員証の有効期間満了日の約１か月以上前にあり、有効期間内に更

新の手続きを行うことができる日程を選択すること。

２　受講を希望する研修の開催元に、自治体外からの受講申し込みについて可否を

確認し、受講の内諾を得ること。

３　福島県のホームページに掲載している「受講地変更申請書」を福島県高齢福祉課に郵送で提出する。

　　なお、必ず所定の期間（他の都道府県）に研修の申し込みを行えるようにすること。

**【提出先・問い合わせ先】**

担　当　福島県高齢福祉課　介護支援専門員研修担当

送付先　〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

電 話 024-521-7745（担当直通）